

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅶ-1-5))

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること(施策目標Ⅶ-1-5) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p>	<p>担当 部署名</p>	<p>社会・援護局総務課 自殺対策推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>自殺対策推進室長 前田奈歩子</p>														
<p>施策の概要</p>	<p>○ 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、以下のような枠組みで自殺対策を推進している。</p> <p>○ 自殺対策基本法においては、自殺対策を地域レベルの取組を中心とするため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を義務付けている。</p> <p>○ 国は、地域の特性に応じた自殺対策計画を策定して対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県等に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を動案して、都道府県等に対して地域自殺対策強化交付金を交付している。</p> <p>○ 自殺総合対策大綱は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、概ね5年を目途に見直しを行うこととされており、令和4年10月14日に新たな大綱が閣議決定された。</p> <p>○ 令和4年に改定された大綱では、新型コロナウイルス感染症感染拡大下の自殺の動向を踏まえ、当面の重点施策に「女性の自殺対策を更に推進する」を追加し、以下の13項目を当面の重点施策としている。</p> <p>【自殺総合対策における当面の重点施策】</p> <table border="0"> <tr> <td>① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</td> <td>⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる</td> </tr> <tr> <td>② 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す</td> <td>⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</td> </tr> <tr> <td>③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</td> <td>⑨ 遺された人への支援を充実する</td> </tr> <tr> <td>④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る</td> <td>⑩ 民間団体との連携を強化する</td> </tr> <tr> <td>⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</td> <td>⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</td> </tr> <tr> <td>⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</td> <td>⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑬ 女性の自殺対策を更に推進する</td> </tr> </table> <p>○ 自殺リスクの高まりへの懸念から、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等を図っている。具体的には、以下のような対策を講じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ころの健康相談統一ダイヤル(※)の夜間相談体制強化のため、(公社)日本精神保健福祉士協会等が18時30分から22時30分の夜間に相談を実施 ・ 令和3年度より、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と都道府県等や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制の構築 ・ 都道府県等において、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的な継続的な支援の実施 <p>※ 自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図り、相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定したダイヤル。令和5年4月現在59自治体が加入。</p> <p>○ こども家庭庁を中心とした「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、令和5年6月2日に同会議において「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられ、今後、本プランを踏まえて、こどもの自殺対策を推進していくこととなる。</p>					① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる	② 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	⑨ 遺された人への支援を充実する	④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	⑩ 民間団体との連携を強化する	⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する		⑬ 女性の自殺対策を更に推進する
① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる																		
② 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ																		
③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	⑨ 遺された人への支援を充実する																		
④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	⑩ 民間団体との連携を強化する																		
⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する																		
⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する																		
	⑬ 女性の自殺対策を更に推進する																		
<p>施策を取り巻く現状</p>	<p>令和4年の自殺者数は21,881人となり、対前年比874人(約4.2%)増。</p> <p>男女別にみると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。</p> <p>小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和4年では、514人と令和2年の499人を超え過去最多となっている。</p> <p>自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で発生している。令和4年中の原因・動機特定者は19,164人であり、原因・動機は「健康問題」が一番多く(12,774人)、「家庭問題」、「経済・生活問題」、「勤務問題」と続いている。</p> <p>自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合は近年増加傾向にあり、令和4年度は63.5%に達した。</p>																		
<p>施策実現のための課題</p>	<p>1</p>	<p>○平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていた我が国の年間自殺者数は、平成18年に制定された自殺対策基本法や、政府における自殺総合対策大綱に基づく国、地方公共団体、民間団体、医療機関、事業主、支援機関など関係者による取組が進められてきた結果、3万人台から2万人台に減少し、また、自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男性は38%減、女性は35%減となるなど、着実に成果を挙げってきた。</p> <p>○しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、また、令和4年の自殺者の総数は21,881人(対前年比874人増)となり、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっている。</p> <p>○ こうした状況を踏まえ、自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる必要がある。</p>																	
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>2</p>	<p>○自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合は近年増加傾向にあり、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発が進展している。</p> <p>○しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあること等を踏まえると、引き続き、地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備する必要がある。</p>																	
		<p>達成目標/課題との対応関係</p>	<p>達成目標の設定理由</p>																
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等</p>	<p>○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近2か年の自殺者数は特に女性で増加をしており、自殺リスクの高まりが懸念される状況にある。</p> <p>○ 自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進すること等により、かけがえのない命が自殺に追い込まれることのない社会を目指す必要があるため。</p>																
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発</p>	<p>○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近2か年の自殺者数は特に女性で増加をしており、自殺リスクの高まりが懸念される状況にある。</p> <p>○ 地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備するためには、ころの健康統一ダイヤルの運用等により自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に取り組むことが必要であるため。</p>																

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
①	人口10万人当たりの自殺者数(アウトカム)	18.5	平成27年	13.0	令和8年	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)において、「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」ことを明記しているため。 ※基準値、目標値、実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。	旧大綱(平成24年8月閣議決定)において平成28年までに自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させることを目標とし、23.6%減少させることができた。そのため、次の目標としては、今後10年間で先進諸国の現在の水準まで減少させることを目標として、さらに高い目標を掲げたものである。
						16.4	16.5	17.4				
2	交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数(アウトプット)	-	-	前年度の実績以上	毎年度	1,388	1,355	1,376	1,407	1,473	・自殺対策をおこなう地方自治体及び民間団体の実数を把握することにより、地域レベル及び民間団体における自殺対策の推進状況を計れるため指標として設定した。	・事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数については、各自治体や民間団体において地域の実情を踏まえた事業を実施しており、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、目標値は「前年度の実績以上」とする。
						1,355	1,376	1,407				
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
3	(ア)「10歳～19歳」及び(イ)「20歳～29歳」の人口10万人当たりの自殺者数(アウトカム)					(ア)7.0	(ア)6.8	(ア)7.4			当面の重点施策として子ども、若者の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しており、どの取組が各年齢層の自殺者数の減少につながったかの分析や目標値の設定は困難であるため、若年層の人口10万人当たりの自殺者数は参考指標とした。 ※実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。	
						(イ)19.8	(イ)20.7	(イ)19.6				
4	原因・動機が特定された自殺者のうち、勤務問題を理由とした自殺者数(アウトカム)					1,918	1,935	2,968			当面の重点施策として勤務問題の自殺対策の推進を掲げているが、自殺対策は保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策と有機的連携を図った地域の様々な取組を総合的に実施しており、どの取組が各原因・動機の自殺者数の減少につながったかの分析や目標値の設定は困難であるため、勤務問題を理由とした自殺者数を参考指標とした。 ※令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年からは、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。 ※実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。	
達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	自殺対策推進経費 (平成19年度)	88百万円	86百万円		1,2,3	・自殺総合対策推進・検証等(自殺対策白書の作成) ・自殺総合対策人材育成(全国自殺対策主管課長等会議の開催) ・自殺総合対策推進(自殺予防週間(9/10～16)、自殺対策強化月間(3月)のポスター作成、インターネット広告の実施) ・自殺予防相談体制整備充実等(こころの健康相談統一ダイヤルの運用)						
		80百万円										
(2)	地域自殺対策強化事業 (地域自殺対策強化交付金等) (平成26年度)	3,472百万円	3,612百万円		1,2,3	・自殺総合対策大綱を踏まえ、地方の自主財源とも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組を行う自治体や民間団体等を支援する。 ・都道府県及び政令指定都市に設置された地域自殺対策推進センターにおいて、地域の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に実施するための市町村支援等を行う。 ・指定調査研究等法人において、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用、自殺対策の先進的な取組に関する情報収集・整理及び提供等を行う。 ・効果的・体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師の教材・カリキュラムの作成等を行う。						
		3,319百万円										

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値) 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
⑤ 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合(アウトカム)	63.5%	令和4年	80%	令和8年	-	-	-	-	80%	・ 地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備するためには、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発により、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発が進むと、「自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合」が増加すると考えられるため、指標として設定した。	・ 直近3年の「自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合」の増加率を加味して80%とする。	
(参考指標)					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由		
6 こころの健康相談統一ダイヤルの実施回数(アウトプット)					98,948	129,381	144,570			若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを活用した相談・支援体制の強化は、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことで、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策となるものであるとともに、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に資するものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。		
7 SNSを活用した相談事業における相談件数(延べ件数)(アウトプット)					63,028	259,814	271,727			若者が日常的なコミュニケーション手段として利用するSNSを活用した相談・支援体制の強化は、悩みを気軽に話し、孤立を防ぐことで、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策となるものであるとともに、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に資するものであるが、相談件数は一概に増加・減少することが望ましいとは言えないことから、参考指標とした。		
達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
(3)	自殺対策推進経費 (平成19年度) 【再掲】	88百万円	86百万円		5,6,7	・自殺総合対策推進・検証等(自殺対策白書の作成) ・自殺総合対策人材育成(全国自殺対策主管課長等会議の開催) ・自殺総合対策啓発推進(自殺予防週間(9/10~16)、自殺対策強化月間(3月)のポスター作成、インターネット広告の実施) ・自殺予防相談体制整備充実等(こころの健康相談統一ダイヤルの運用)						
		80百万円										
(4)	地域自殺対策強化事業 (地域自殺対策強化交付金等) (平成26年度) 【再掲】	3,472百万円	3,612百万円		5,6,7	・自殺総合対策大綱を踏まえ、地方の自主財源とも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取組を行う自治体や民間団体等を支援する。 ・都道府県及び政令指定都市に設置された地域自殺対策推進センターにおいて、地域の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に実施するための市町村支援等を行う。 ・指定調査研究等法人において、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用、自殺対策の先進的な取組に関する情報収集・整理及び提供等を行う。 ・効果的・体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師の教材・カリキュラムの作成等を行う。						
		3,319百万円										
施策の予算額(千円)		令和4年度			令和5年度			令和6年度			政策評価実施予定 時期	令和7年度
施策の執行額(千円)		3,559,999			3,698,555							
3,399,278												
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称					年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		第212回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明					令和5年11月1日		第四次自殺総合対策大綱の下で、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、関係省庁と連携をし、自殺対策を強化するとともに、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、来年4月に予定されている、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行に取り組みます。			